盛岡広域振興局長告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年2月13日

盛岡広域振興局長 宮 野 孝 志

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100495	新岩手農業協同組合	JA新いわてホームへ	滝沢市大釜外館114番地	平成30年2月28日
		ルプステーション滝沢	6	
0372100891	新岩手農業協同組合	JA新いわてホームへ	八幡平市田頭第39地割72	"
		ルプステーション西根	番地2	
0372100925	新岩手農業協同組合	JA新いわてホームへ	岩手郡葛巻町葛巻第9地	II.
		ルプステーション葛巻	割35番地7	

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101188	新岩手農業協同組合	J A新いわて雫石通所 介護事業所	岩手郡雫石町町裏75番地 1	平成30年2月28日

3 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100727	新岩手農業協同組合	JA新いわて福祉レン	滝沢市大釜外館114番地	平成30年2月28日
		タル	6	

4 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100727	新岩手農業協同組合	JA新いわて福祉レン	滝沢市大釜外館114番地	平成30年2月28日
		タル	6	